

登録ホームヘルパー賃金規定

(賃金の種類)

第1条 登録ホームヘルパーに対しての賃金、および賃金の種類は、下記賃金規定表の通りとする。但し、額面は1時間毎の最低単価とし、ヘルパー毎の査定によって単価を設定する。

(グループ I)

時間帯	身体介護	家事支援	通院介助 (身体伴う)	通院介助 (身体伴わない)	重度訪問介護	同行援護	行動援護
日中時間	1,500	1,100	1,500	1,100	1,100	1,100	1,500
早朝・夜間	1,800	1,330	1,800	1,330	1,500	1,330	1,800
深夜時間	2,100		2,100		1,800		

グループ I には、ベースアップ加算手当 I (70 円)、一般処遇手当 (220 円)、資質手当 (ヘルパー査定による) を加える。

(グループ II)

時間帯	移動支援 個別対応	移動支援 2人グループ	移動支援 3人グループ	育児支援 (一般)	育児支援 (要支援)	有償 (但しマッサージは身体介護に準ずる)	コミュニケーション支援
日中時間	1,100	1,400	1,500	1,100	1,400	1,100	1,064
早朝・夜間	1,330			1,330	1,650	1,330	
深夜時間	1,600					1,650	

グループ II には、ベースアップ加算手当 I (70 円) とベースアップ加算手当 II (50 円) を加える

(グループ III)

時間帯	ケア会議 ヘルパー研修 同行
時間区分無し	1,064

グループ III には、ベースアップ加算手当 I (70 円) を加える

1) . 活動時間区分

日中活動時間帯とは	8:00～18:00
早朝活動時間帯とは	6:00～8:00
夜間活動時間帯とは	18:00～22:00
深夜活動時間帯とは	22:00～翌朝の6:00まで

2) . 単位時間

15分単位とする。

3) . 30分単独支援

前後に連続したサービスがない、30分間だけの訪問支援を30分単独支援とし、45分稼働したのと同じ手当で支給する。

(賃金の通知)

第2条 ヘルパー毎の単価は、ヘルパー毎に通知するものとする。

(賃金の査定)

第3条 賃金の査定は毎年9月の時期に実施する。

(賃金の査定対象)

第4条 雇用期間から6ヶ月以上を経過し、かつ雇用してからの派遣時間が100時間を超えたものを対象とする。

(賃金の査定内容)

第5条 雇用期間、派遣時間、資質、資格の有無等を考慮し査定する。

(賃金の計算期間)

第6条 賃金の計算期間は、毎月1日から月末までとする。月の途中で採用された者の計算は、採用の日から月末までとする。

(賃金の支払日)

第7条 賃金は、毎月25日に支給する。支給日が休日に当たるときはその前日に、その前日も休日に当たるときは、その前日に支給する。

(賃金の支払い)

第8条 賃金は振込みで、その全額を尼崎信用金庫の本人指定の金融機関に振り込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、賃金から控除して支払う。

- ① 所得税、地方税及び社会保険料の個人負担分

(就労のキャンセルの手当)

第9条 当日の利用者都合の就労のキャンセルについては1時間のみ就労分賃金を支払う。

附 則

この規則は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は 令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規則は 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は 令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この規則は 令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は 令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この規則は 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は 令和 5 年 10 月 1 日から施行する。